

《子育て支援医療》よくある質問とその答え

【受給者証について】

Q 府内医療機関の窓口では、受給者証だけを提示すればよいのですか？

A いいえ。この受給者証は、保険診療に係る自己負担分の一部を助成するためのものですから、受給者証と併せて「健康保険証」の提示が必要です。

また、ご入院の場合は加入しておられる健康保険の「限度額認定証」も必要です。

Q 住所変更や氏名変更をした場合、受給者証の再作成は必要ですか？

A はい。受給者証に記載の住所を修正し再交付しますので、お手続きをお願いします。

(そのままでお使いいただけますが、医療機関によっては健康保険証と記載内容が異なるため確認をされる場合がございます)

【償還払いについて】

Q 府外で受診した場合はどうすればよいのですか？

A 後日、市役所に申請していただければ、払い戻しを受けることができます。

(必要なもの)

- 対象のお子様の健康保険証
- 医療費を支払ったことを証明する書類（領収証の原本など）
- 振込口座のわかるもの（預金通帳など）
- 窓口に来られる方の顔写真付きの本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

Q 以前の医療費はいつの診療分のもので返金可能ですか？

A 制度に該当していれば、お支払いされた日から5年間申請できます。

Q 領収証を失くしてしまったのですが、申請できますか？

A いいえ。医療費を支払ったことを証明する書類（領収証の原本など）がなければ申請できません。（医療機関によっては再発行をしてもらえる場合がありますが、手数料が必要な場合があります。）

Q 保険証を持たずに受診し、10割負担をした場合、どうしたらよいですか？

A まず、加入しておられる健康保険に払い戻しの申請をしてください。その後、健康保険より給付を受けましたら、金額のわかるもの（決定通知など）と10割負担された領収証（領収証を加入しておられる健康保険へご提出された場合はコピー可）を持って市役所の窓口で払い戻しの申請をしてください。

Q 払い戻された金額が想定よりも少ないのは何故でしょうか？

A 領収証の中に保険適用外のもの（選定療養費や薬の容器代など）が含まれている場合は、返金対象とならないので、実際の領収額とは異なる場合がございます。